

中津市 Instagram フォトコンテスト 2025 企画運営委託業務 公募型プロポーザル実施要領

■1 趣旨

フォトコンテストを開催するにあたり、企画・運営にかかる委託先の選定に関し、提案競技（プロポーザル方式）に参加しようとする者（以下「プロポーザル参加者」という。）が遵守しなければならない事項を定める。

■2 契約に付する事項

- (1) 業 務 名 中津市 Instagram フォトコンテスト 2025 企画運営委託業務
- (2) 履行場所 中津市内一円
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和 8 年 3 月 27 日まで
※履行期間中にフォトコンテストを 60 日以上募集期間で開催し、完了すること。
- (4) 業務概要 別紙「中津市 Instagram フォトコンテスト 2025 企画運営委託業務仕様書」による。
- (5) 委託料上限額 2,050,000 円（消費税額及び地方消費税額含む）

■3 参加資格等

(1) 参加資格

公募型プロポーザルへの参加は、次の各号の要件に該当する者とする。

- ① 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定により、参加を制限されていない者であること。
- ② 会社更生法第17条（更生手続開始の申立て）又は民事再生法第21条（再生手続開始の申立て）の申立てがされていない者であること。
- ③ 市の指名停止を受けている期間でないこと。
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団関係者」という。）でないこと。
- ⑤ プライバシーマークを付与されている者であること。

(2) 参加申込書及び資格審査書類

プロポーザル参加希望者は、以下の方法により企画提案等を行うこと。

提出書類について ≪提出期限:令和7年9月30日(火) 午後5時 必着≫

- ① 提出期限までに以下の書類を提出すること。
 - ア 参加申込書（様式第1号）
 - イ 会社・個人事業概要書（様式任意、パンフレット等でも可）
 - ウ 会社・個人の同種業務の実績（様式第2号）

エ 企画提案書(様式任意)

- ・ 審査基準内にある評価基準項目の内容を全て提案書に盛り込むこと。
- ・ 提案書の作成にあたっては、仕様書の項目の順に資料を作成すること。

オ 見積書(様式任意)

②提出部数

- ・ 正本として1部、副本として6部提出すること。

③提出書類の取扱い

- ア 企画提案に係る一切の経費については提案者の負担とする。
- イ 提出された書類等は返却しない。
- ウ 提出された書類等は、中津市情報公開条例の定めるところにより、公開される場合あり。

(3) その他

- ・ 参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、「辞退届」(様式第3号)を提出すること。
- ・ 1者につき1提案とする。また、提出後の企画提案書等の差し替えは受け付けない。

■4 質問の受付および回答

① 受付方法

質問の受付は、全て「質問書」(様式第4号)にて行うものとし、質問書はメールで提出すること。

② 質問書の提出期限

提出期限 令和7年9月19日(金) 正午

③ 回答

令和7年9月24日(水)正午に、中津市ホームページにて公開する。
質問者に対し、個別の回答は行わない。

■5 審査方法及び審査手順

提案書類等の審査は、中津市 Instagram フォトコンテスト 2025 企画運営委託業務にかかる公募型プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)において行う。

(1) 一次審査(書類審査)

- ・ 期日 令和7年10月2日(木)
- ・ 審査委員会は、提案者が5者以上となった場合は提出された書類により業務実績等を勘案し、二次審査参加者を4者選定するものとする。ただし、提案者が5者未満の場合は一次審査を実施しない。
- ・ 一次審査の結果は、令和7年10月3日(金)正午にすべての提案者にメールで結果を通知する。その後、一次審査の通過者には、二次審査実施の通知を行う。

(2) 二次審査(プレゼンテーション)

- ・ 日時 令和7年10月8日(水)午後1時30分より

- ・ 一次審査通過者のプレゼンテーションによる審査を実施する。プレゼンテーションの時間は1者につき15分以内とし、質疑応答の時間は10分の範囲で行うものとする。
- ・ 原則、プレゼンテーション審査の順番は、提案書等の提出順とする。
- ・ 参加人数は2名以内とする。なお説明者は、本案件を委託した場合の主な担当者とする。
- ・ プレゼンテーションは、オンラインのみとする。
- ・ プレゼンテーションの際、追加資料の提出は一切認めない。
- ・ プレゼンテーション及び質疑応答は非公開とする。

(3) 二次審査手順

採点基準に基づき採点し、各審査委員の合計点が最も高い提案者を委託候補者とする。ただし、合計得点が満点の60%以下の場合は委託候補者とししない。審査に関する詳細は別に定める「審査委員会設置要項」及び「審査方法及び審査基準」に基づいて行うものとする。

(4) 審査結果の通知

二次審査の結果については、10月10日(金)にすべての提案者に対してメールにて通知を行うとともに、後日通知書原本を郵送する。なお、審査の結果・内容に関する問い合わせは一切回答しない。

(5) 審査結果等の公表

審査に関する情報の公開は、二次審査終了後に行う。また、審査の結果については、以下の内容について市ホームページに公表する。

- ① 委託候補者の名称、所在地、総得点
- ② 委託候補者の選定理由
- ③ 企画提案書を提出した者の数
- ④ 委託候補者以外の提案者の総得点

※但し、委託候補者以外の提案者の名称は「B社、C社」等として公表する。

■6 実施スケジュール

実施内容	実施期間又は期限
実施要領等の公表	令和7年9月12日(金)
質問書受付期間	令和7年9月12日(金)午前9時 ～令和7年9月19日(金)正午
提出書類受付期間	令和7年9月24日(水)午前9時 ～令和7年9月30日(火)午後5時
一次審査(書類)	令和7年10月2日(木)
一次審査結果通知	令和7年10月3日(金)午前10時
二次審査(プレゼンテーション)	令和7年10月8日(水)午後1時30分～
二次審査結果通知	令和7年10月10日(金)午前10時

■7 その他

- (1)企画提案書等の作成、提出等に要する経費は、参加者の負担とする。
- (2)提出された企画提案書等は選定業務以外には使用しない。
- (3)契約に当たっては、企画提案等の内容について、市と委託候補者との協議により、必要に応じて修正することができるものとする。
- (4)提出書類の内容に含まれる著作権、特許権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている事業手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加事業者が負うものとする。

■8 各書類の提出先・問合せ先

〒871-8501 中津市豊田町 14 番地 3
中津市 産業経済部 観光課 観光推進係 担当:大畑、榊田
電 話 0979-62-9034 FAX 0979-24-4020
E-mail:kankou@city.nakatsu.lg.jp